

窓の歴史部

周防灘を渡った借金取り

—瀬戸内経済圏と被差別部落—

布引 敏雄

東大寺の威を借りて

天保一四年（一八四三）夏、周防徳山藩（萩藩の支藩）内の被差別部落にすむ菊次郎は、豊後国の同身分の忠兵衛の訪問をうけた。忠兵衛は、借金の取立てに協力してほしい、もちろん礼金はたっぷりはずむから、と菊次郎にもちかけた。忠兵衛のプランでは、周防国にある東大寺領（現在は防府市）の御威光をふりかざして取り立てたいというのだ。この東大寺領というのは、鎌倉時代、東大寺再建に際して周防一国が東大寺（重源上人）に与えられて以来、その一部がわずかに残存し近世には「国衛土居八町」と

よばれていたものをいう。

菊次郎はこの件を東大寺領近辺の被差別部落の住民・源次に相談した。その源次がつてをたどって東大寺の「候人」の某にわたりをつけ、実行することに決まった。候人とは、周防東大寺領に居住し現地管理にあたる人々で、明治維新後には士族とされたから近世にあっても士人格の人々である。

海を渡り豊後へ借金を取立てに行く面々は、東大寺候人の息子や百姓など総勢七人。東大寺の御威光をみせつけるために菊の紋章のはいつた提灯などの小道具を持参して、七人は海を渡り、豊後の浜脇（現在は別府市）に到着した。現地

には、忠兵衛が出迎えていたが、そこには菊次郎や源次の姿もあった。

もともと長州側の窓口は被差別身分の菊次郎たちだったが、百姓たちの差別意識のために一行には加えてもらえなかった。だが、二人がこのもうけ話を指をくわえて見ているわけはなく、便船にのり一行の先まわりして待ち受けていたのだ。

富裕な豊後の部落民

一行は忠兵衛の案内で新開村の彼の家におもむき、そこで忠兵衛の父・島屋貞兵衛に面会した。新開村は府内の町（現在は大分市）からさほど遠くないところで、日向国延岡藩の飛び地となっていた村である。

貞兵衛はよほど富裕な者らしく、土蔵が五、六棟もあった。また、延岡藩とのつながりが深いらしく帯刀をゆるさされていた。その仕事は皮類を上方へ売り捌くことで、貞兵衛居宅の周囲には仲間が三〇軒ほどあった。おそらく皮類上方運送の関係から、周防徳山藩の菊次郎らとつながりがあったのだろう。貞兵衛が富裕

だったことは、この借金取立一行の費用をすべてまかなったことからわかる。

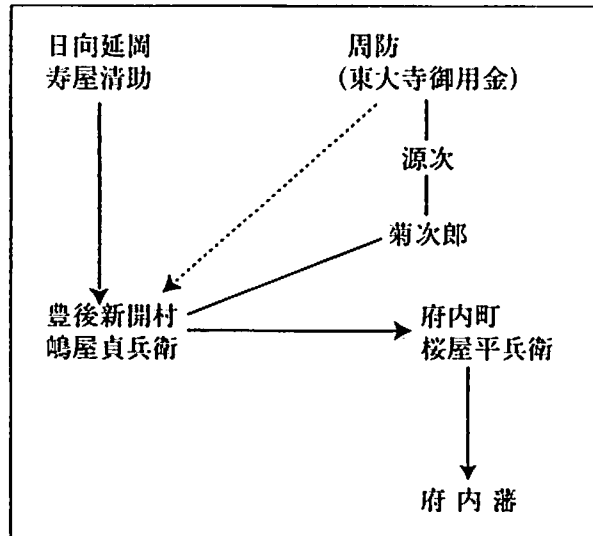
長州側の史料には、貞兵衛のことを「至つて富家と相見え、彼地にては手長之者とか申し、ここ元の穢多同類の者の由」と書いているが、「手長（永）」とは数カ村にまたがる行政範囲であり、長州藩における大庄屋の管轄に相当するようなものだ。したがって、近世部落の長者と手長の者とを混同するなど、長州側に認識の誤りがある。

### 実は府内藩の借金

貞兵衛が一行に借金証文を見せて詳しく話した内容とはこうだ（図参照）。

借金証文は二通あり、金の借り主は府内町の商人・桜屋平兵衛、金の出所は日向延岡の寿屋清助で、島屋貞兵衛はその取次をしたのである。借金の総計はおよそ七〇〇両。この貸借関係が生じたのは文政十一年（一八二八）のことであったが、返済がないままに時がすぎ、天保六年（一八三五）には府内藩御勝手方が奥印を捺して返済を保障している。すなわ

豊後国借金取立関係図



ち、真の借り手は府内藩（実は御領主様御借入金）であり桜屋平兵衛も取次だったのだ。

島屋貞兵衛が被差別部落の住人であったことから推して、日向延岡の寿屋清助も同様であったと思われる。とすれば府内藩は被差別部落の富豪から借財していたことになる。当時、府内藩は財政が逼迫しており、これを改革するために家老の岡本主米と豪商・広瀬久兵衛による藩政改革が天保十四年（一八四三）にはじ

まっていたところだった。

桜屋に貸した金の返済をせまるために、真の金主を偽り、苦肉の策として「東大寺御用金」と称した理由は何だろうか。おそらく、被差別身分の者の主張は軽んじられる、とくに真の金主がこれまた被差別身分ということでは返済を迫りにくい、と貞兵衛らが判断したからだと思われる。

偽東大寺一行は桜屋平兵衛や府内藩に返済を迫ったが、全く相手にされなかった。府内藩の財政改革が完成するまでは返済はできないとつっぱねられ、「遠路ご苦労千万」などと声をかけられる始末だった。

結局のところ、この借金取立は成功せず、一行はむなしく周防へ引き上げた。

### 身分をわきまえない罪

ところがこの豊後渡海一件が露見し、一行は逮捕され、処罰をうけることとなった。その罪状は、無断で他国へ赴いたこと、また被差別部落の者からの依頼をうけ、また、彼等と行動を共にしたこと

であった。

こうした結論を出すに当って萩藩では、前例をしらべ、それにならった。その前例とされた第一は、享和二年（一八〇二）、周防山口の町に近い被差別部落の者が、日本海側の三隅村の被差別部落の者と頼母子をめぐって争いをおこした事件である。この時、武士身分の者と百姓身分の者がこの争いの仲裁にはいり、三隅村へ出向いた事例がある。事件に関わった武士・百姓、また被差別部落の者は、身分をわきまえない行為があったとしてそれぞれ処罰された。被差別部落の者は「平人」と交際したという理由で山口町の牢に入れられ、六〇日経過のち入れ墨をされて放免された。源次への判断はこれにならった。

### 摂州渡辺銀の借受

第二の事例は、天保十一年（一八四〇）、三田尻宰判西浦浜方の年寄土佐屋幸四郎が、小郡近辺の被差別部落の長蔵に頼み、摂州渡辺村から銀銭を借りようとした事件である。この事件の発端は小郡にすむ

足軽の修平が、土佐屋に対して「渡辺銀」を借りるなら利息も安いともちかけ、長蔵を紹介したことに始まる。長蔵が土佐屋に対して「一応皮荷物積寄せ候得は、其の後ハ先為替として借銀相調」えましようというので、土佐屋は「皮荷物買入の入金」として金二〇両を長蔵に渡し、渡辺銀を一五〇両ほど借り受ける約束をした。その後、渡辺村の手代の者が周防の玖珂郡の方までやってきたので、借受け銀をお調べできますという長蔵の言葉を信じて、土佐屋は名代の者を玖珂へ派遣したこともあったが、実際には土佐屋は金を借りることはできなかった。後にわかったことだが、この一件は長蔵が仕組んだ詐欺だったのだ。この事件の結果、土佐屋は「平人の身分として穢多の者申し合わせ、他国借の手段せしめ」ということで、「張紙閉戸」の処罰をうけた。

### 豊後渡海一行の処罰

右の二例を前例として、豊後渡海一行にくだされた判決は以下である。中心人物の東大寺候人の息子某は「病死」、同

じく某は「出奔」したため処罰できなかった（この人物は逮捕をまぬがれる）。足軽と中間の二人は「追込」、百姓身分の者のうち中心的役割を果たした人物は「御究中死亡」（即ち、牢内で死亡した）、ほかの百姓二人は「張紙閉戸」となった（日数二〇日経過後に、一人は「郡退」、もう一人は「村退」とされた）。右のうち「病死」や「御究中死亡」は拷問など厳しい取り調べの結果とも想像される。「張紙閉戸」とは罪状書を扉に貼りつけ、戸口に竹を十文字に交差して蟄居させるわけだが、百姓身分の者についてはここまでのことをしたかどうかさだかではない。さて、源次と菊次郎、この二人の被差別部落民に対する処罰はどうだったか。源次に対しては、まず入牢が申付けられ、日数七〇日が経過したのちに放免され、以後の「他国出行」を禁止した。菊次郎は徳山藩の者だからということで、萩藩側では取り調べが行われなかった。おそらく徳山藩側での取り調べと処罰があったのだろうが、その内容は不明である。

## 瀬戸内海経済圏と被差別部落

豊後渡海一件やその前例とされた渡辺銀借受一件は、一九世紀には、被差別部落の富裕者が金融業にのりだし、「平人」とされた人々や藩政府にまで金を貸すという実態が、瀬戸内地域に成立していたことを示している。

被差別部落の人々の富裕化はとくに皮革業を通じてなされ、それは江戸時代中期に海運流通が全国規模で成立していく事態に対応している。皮革の上方運送に長州の農民たちが抗議しはじめるのは、十八世紀初頭に皮革が商品として全国流通網にのって以降のことである。長州藩では一八世紀末の寛政三年（一七九一）には、皮革業によって富んだ被差別部落の長者から、百姓・町人さらには武士身分の者までもが金を借りる事態が進行し、そのため身分制度の維持がむつかしくなったと指摘して、被差別部落の人々への差別強化を指令する藩法が出されている。この藩法は、「たとえ平人いかほど内証差し問い候共、義理を弁え候者は

ケ様の者これ有るまじき所、穢多に交り候時は則ち穢多同前の儀、その身柄のみならず親族までも穢し候道理に相あたり」人倫の道に背くものだと述べている。部落民の経済的伸張に対する激しい警戒感にもとづき、「穢多」と交際すれば本人はもとより親族までも「穢」れるのだと、差別意識の拡大培養に躍起である。

また寛政七年（一七九七）には、徳山藩内の被差別部落の富裕者と大坂役人村の間で、皮売買の為替をめぐって争論がおきている。役人村の八幡屋忠兵衛、同備中屋忠兵衛、同岸部屋与三郎らと皮類交易を行っていた徳山藩内の治兵衛が、皮類を上方へ運送しなかつたため、その為替金をめぐって役人村の商人たちから大坂町奉行所に訴えられたのだ。

—— おおまかにいって、大坂——周防徳山——防府——小郡——豊後府内——日向延岡までの瀬戸内海を流通幹線とする経済圏に、被差別部落の人々に関わる金融網、皮革などの物資の流通網がはりめぐらされていた事実があるのだ。とくに長州藩と周防灘をへだてて向か

いあう豊前・豊後方面は、人間の往来もさかんであった。たとえば、長州の部落寺院である棚井村のS寺は豊前中津村のJ寺を本寺とし、そこからの布教活動によつて成立した寺である。また、文化一四年（一八一七）には周防国室津の鳥屋源兵衛が豊後の塩屋村に住居を構え、杵築領内の革・角・骨・爪のすべてを一手に集荷する許可を得た事例もある。

このように、瀬戸内海を流通幹線とする経済圏で被差別部落民による金融網や物資流通網がはりめぐらされ、これが被差別部落民の実力の向上として支配層の目に映じたとすれば、支配層に警戒感およびおこさせましたであろう。こうした事態の進行の必然として豊後渡海一件のような事件もおきてくるのである。

「付記」豊後への借金取立事件に関する史料は、山口県文書館所蔵の『豊後国穢多貸付銀御咎一件』である。また、大分県部落史研究会の一法師英昭氏には諸種のご教示に預かった。ここに謝意を表しておきたい。